

東駒込地区地区計画の手引き

大網白里市

目 次

I	東駒込地区地区計画変更図書	
	計画書	3
	計画図	6
II	東駒込地区地区計画運用方針	
	1. 趣旨	8
	2. 適用区域	8
	3. 建築物等に関する事項	8
	3-1. 建築物等の用途の制限	8
	3-2. 建築物の敷地面積の最低限度	11
	3-3. 壁面の位置の制限	13
	3-4. 建築物の形態又は意匠の制限	15
	3-5. かき又はさくの構造の制限	15
	3-6. 備考	16
III	地区計画制度の手続きについて	
	地区計画と開発行為及び建築行為との関係	18
	建築等の届出等	19

I 東駒込地区地区計画変更図書
(令和4年9月16日変更)

大網白里都市計画地区計画の変更（大網白里市決定）

都市計画大網駅東地区地区計画を次のように変更する。

名 称	東駒込地区地区計画	
位 置	大網白里市東駒込	
面 積	約 5.3 ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、JR 外房線とJR 東金線の分岐点であるJR 大網駅の東側で、主要地方道千葉大網線に接する区域に位置し、大網白里市の中心市街地として土地区画整理事業により道路・公園等の公共施設整備が進められた地区である。</p> <p>また、本地区は長生山武地方拠点都市地域基本計画において、拠点地区に位置づけられているとともに、市総合計画および都市マスタープランにおいても市の中心核として高度利用型商業・業務機能の集積を図るべき地区と位置付けされている。</p> <p>このため、本地区計画により土地区画整理事業の整備効果を高めるとともに、健全で活気に溢れた中心市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区は、健全で活気に溢れた市の中心市街地にふさわしい商業・業務機能を誘導するとともに、良好な都市環境の形成を図るものとする。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>市の中心市街地として不適切な建築物の用途を制限するとともに、無秩序な敷地の細分化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>また、災害に強いまちづくりを進めるとともに、良好な都市景観の形成のため、建築物の壁面位置の制限や形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定めるものとする。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 倉庫業(貨物運送業を含む)を営む倉庫。 (2) 自動車教習所。 (3) 畜舎。(ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で、15㎡以下のもの並びに動物病院及びペットショップその他これらに類するものを除く。) (4) 建築基準法別表第二(へ)項第2号及び(と)項第3号に掲げる事業を営む工場。(店舗と一体となる自動車修理工場を除く。) (5) 建築基準法別表第二(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物。 (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項及び第9項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの。
		建築物の敷地面積の最低限度	180㎡ ただし、次に該当するものはこの限りでない。 (1) 当該規定が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合。
		壁面の位置の制限	(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路の境界線までの距離は0.5m以上とする。 ただし、建築物及び建築物の部分が次の各号の一に該当するものはこの限りでない。 1) 床面積に含まれない出窓等。 2) 外壁又はこれにかわる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物の部分。 3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの。 4) 自動車車庫で最高の高さが3m以下で、かつ床面積の合計が30㎡以内であるもの。 (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、隣地境界線までの距離は0.5m以上とする。 ただし、建築物及び建築物の部分が次に該当するものはこの限りでない。 1) 床面積に含まれない出窓等

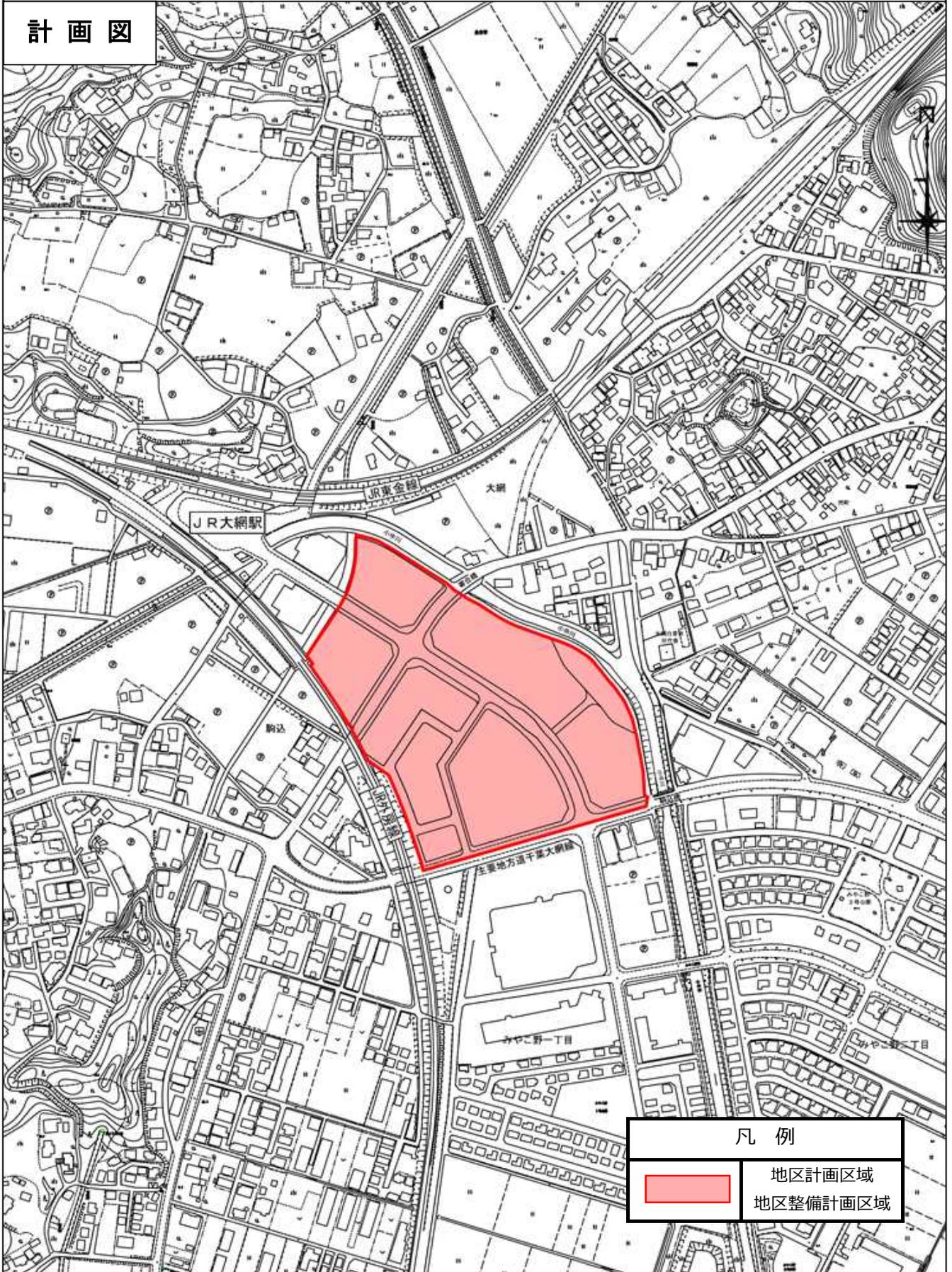
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の形態又は意匠の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は刺激的な原色を避け、落ち着きのある色調にするものとする。
		かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくの構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、次の各号の一に該当するものはこの限りではない。 (1)道路面からの高さが0.6m以下のフェンス等の基礎。 (2)道路面からの高さが0.6m以下のブロック塀。 (3)門柱及び門袖で、片側の幅が2m以下の部分。
備考	建築物等に関する事項に関して、以下の要件に該当するものは除外する。 (1)現に存する建築物等で上記の規定に適合しないものを継続して使用するもの。 (2)大網駅東土地地区画整理事業による仮換地又は換地に基づく事由で、上記規定に適合しないもの。 (3)公共公益上やむを得ないものと市長が認めたもの。		

「区域及び地区整備計画の区域については計画図表示のとおり」

理由：令和4年7月に大網駅東土地地区画整理事業の換地処分が完了し、本地区の町名が「東駒込」に変更されたことに伴い、地区計画の名称及び位置の名称を変更するものとする。

東駒込地区地区計画

計画図



Ⅱ 東駒込地区地区計画運用方針

1. 趣旨

この運用方針は、東駒込地区地区計画（以下、「地区計画」という。）の都市計画決定に伴い、本地区計画の実施に係る運用方針を定めるものとする。

2. 適用区域

この運用方針は、本地区計画において、地区整備計画を定める区域内に適用する。

3. 建築物等に関する事項

本地区の用途地域は商業地域に指定されているが、本地区計画の導入により、健全で活気に溢れた市の中心市街地にふさわしい商業・業務機能を誘導するとともに、良好な都市環境の形成を図るため、建築物等の制限をする。

3-1 建築物等の用途の制限

土地利用の方針に基づき、良好な市街地形成を資するため、建築物等の用途を次のように制限する。

次に掲げる建築物は建築してはならない。

- (1) 倉庫業（貨物運送業を含む）を営む倉庫。
- (2) 自動車教習所。
- (3) 畜舎。（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で、15㎡以下のもの並びに動物病院及びペットショップその他これらに類するものを除く。）
- (4) 建築基準法別表第二(へ)項第2号及び(と)項第3号に掲げる事業を営む工場。（店舗と一体となる自動車修理工場を除く。）
- (5) 建築基準法別表第二(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項及び第9項に規定する店舗型風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの。

本規定は、商業・業務機能の集積を促進し、健全で活気溢れる地区にするため、賑わいを創出する上でふさわしくないものや、周辺環境の悪化をもたらす恐れがあるものについて、これらの立地を制限するものである。

■用語の説明

○「倉庫業」とは、倉庫業法第2条第2項に規定する営業をいう。

※倉庫業法第2条第2項

この法律で「倉庫業」とは、寄託を受けた物品の倉庫における保管（保護預りその他の他の営業に付随して行われる保管又は携帯品の一時預りその他の比較的短期間に限り行われる保管であつて、保管する物品の種類、保管の態様、保管期間等からみて第六条第一項第四号の基準に適合する施設又は設備を有する倉庫において行うことが必要でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）を行う営業をいう。

○「貨物運送業」とは、貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する「貨物自動車運送事業」をいう。

※貨物自動車運送事業法第2条第1項

この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨

物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

- 「倉庫」には配送施設を含む。「配送施設」とは、貨物運送業において集荷貨物の仕分けや集荷貨物の積み合わせを行うための中継、一時管理等を行うことを目的とする集配拠点をいう。尚、宅配便等の受付を業務とした取扱窓口の営業店舗は、これに含まない。

※建築基準法別表第二（へ）項第2号

原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの

※建築基準法別表第二（と）項第3号

次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて住居の環境を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場

（一） 容量十リットル以上三十リットル以下のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作

（一の二） 印刷用インキの製造

（二） 出力の合計が〇・七五キロワット以下の原動機を使用する塗料の吹付

（二の二） 原動機を使用する魚肉の練製品の製造

（三） 原動機を使用する二台以下の研磨機による金属の乾燥研磨（工具研磨を除く。）

（四） コルク、エポナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは乾燥研磨又は木材の粉碎で原動機を使用するもの

（四の二） 厚さ〇・五ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属のプレス（液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。）若しくはせん断

（四の三） 印刷用平版の研磨

（四の四） 糖衣機を使用する製品の製造

（四の五） 原動機を使用するセメント製品の製造

（四の六） ワイヤフォーマシングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が

〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの

（五） 木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、撚糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立で出力の合計が〇・七五キロワットをこえる原動機を使用するもの

（六） 製針又は石材の引割で出力の合計が一・五キロワットをこえる原動機を使用するもの

（七） 出力の合計が二・五キロワットをこえる原動機を使用する製粉

（八） 合成樹脂の射出成形加工

（九） 出力の合計が十キロワットをこえる原動機を使用する金属の切削

（十） めつき

（十一） 原動機の出力の合計が一・五キロワットをこえる空気圧縮機を使用する作業

（十二） 原動機を使用する印刷

（十三） ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）を使用する金属の加工

（十四） タンブラーを使用する金属の加工

（十五） ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）を使用する作業

（十六） （一）から（十五）までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、住居の環境を保護する上で支障があるものとして政令で定める事業

※建築基準法別表第二（と）項第4号

（ぬ）項第一号（一）から（三）まで、（十一）又は（十二）の物品（（り）項第四号及び（ぬ）項第二号において「危険物」という。）の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項

この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 浴場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業
- 二 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）
- 三 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業
- 四 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業
- 五 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
- 六 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項

この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。次項において同じ。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。

3-2 建築物の敷地面積の最低限度

敷地の細分化による建築物の過密化を防止し、災害に強い快適な市街地の形成を図り、将来にわたりこれを維持していくため、建築物の敷地面積の最低限度は次のとおりとする。

180㎡	<p>ただし、次に該当するものはこの限りでない。</p> <p>(1)当該規定が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、上記規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合。</p>
------	--

■用語の説明

○「敷地」とは、建築基準法施行令第1条第1項1号に掲げるものをいう。

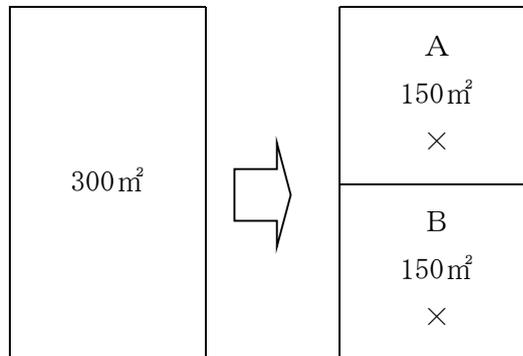
※建築基準法施行令第1条第1項

一 敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。

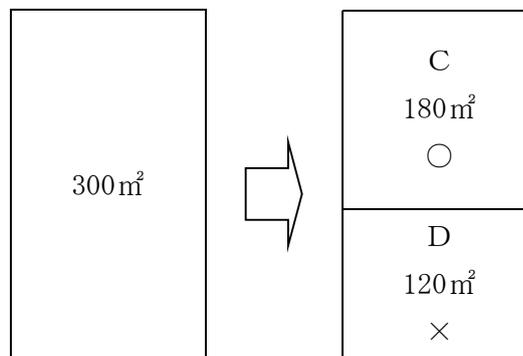
○「現に存する所有権その他の権利に基づいて」とは、建築行為を行う時点の権利形態が、当該規定が定められた日と同一の場合をいい、この際、権利名義人の相違は問わないものとする

■敷地又は土地の細分化の適否

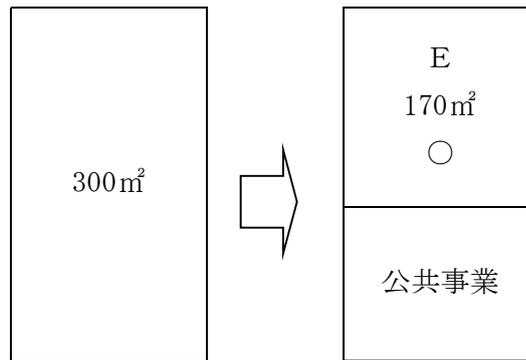
例1 300㎡の敷地又は土地を150㎡ずつに分割すると、A・B共に一つの敷地として使用することができない。



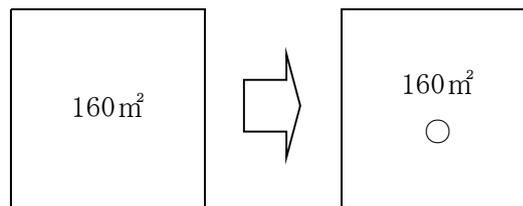
例2 300㎡の敷地又は土地を180㎡と120㎡に分割すると、Cは一つの敷地として使用することができるが、Dは一つの敷地として使用することができない。



例3 300㎡の敷地又は土地が
公共事業の施行に伴い170
㎡になった場合、Eは一つ
の敷地として使用すること
ができる。



例4 都市計画決定時（平成
18年3月31日）既に160㎡で
あった敷地又は土地は、一
つの敷地として使用すること
ができる。



3-3 壁面の位置の制限

敷地のうち、道路に面する部分及び隣地に面する部分については、防災面での安全性を高め、通行者や隣接者とのトラブル防止のため、緩衝空間となるスペースを確保する。

(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路の境界線までの距離は0.5 m以上とする。

ただし、建築物及び建築物の部分が次の各号の一に該当するものはこの限りでない。

1) 床面積に含まれない出窓等。

2) 外壁又はこれにかわる柱の中心線の長さの合計が3 m以下の建築物の部分。

3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ床面積の合計が5 m²以内であるもの。

4) 自動車車庫で最高の高さが3 m以下で、かつ床面積の合計が30 m²以内であるもの。

(2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、隣地境界線までの距離は0.5 m以上とする。

ただし、建築物及び建築物の部分が次に該当するものはこの限りでない。

1) 床面積に含まれない出窓等。

■用語の説明

○「外壁」とは、建築物の外側の空間を仕切るものをいう。(ベランダ、バルコニー、テラス等も含む。)

○「道路」とは、建築基準法第42条第1項各号に掲げるもの及び道路法第48条の13第1項から第3項までに掲げる自転車専用道路等をいう。

※建築基準法第42条第1項

この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル(特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く。)をいう。

一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路

二 都市計画法、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)、新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)又は密集市街地整備法(第六章に限る。以下この項において同じ。)による道路

三 この章の規定が適用されるに至った際現に存在する道

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

※道路法第48条の13第1項から第3項

道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分（当該道路の他の部分と構造的に分離されているものに限る。以下本条中同じ。）について、区間を定めて、もつぱら自転車の一般交通の用に供する道路又は道路の部分指定することができる。

2 道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分について、区間を定めて、もつぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路又は道路の部分指定することができる。

3 道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分について、区間を定めて、もつぱら歩行者の一般交通の用に供する道路又は道路の部分指定することができる。

■ただし書の規定

- 1) 床面積に含まれない出窓（次に掲げる要件の全てに該当すること）
 - ・ 出窓の下端の床面からの高さが0.3m以上であるもの
 - ・ 周囲の外壁面からの水平距離が0.5m以上突き出していないこと
 - ・ 室内側からの見付面積の1/2以上が窓であること
 - ・ 屋根と一体になっていないもの
 - ・ 棚等の物品の保管収納の用途に使用されないもの（地袋等も不可）
 - ・ 床としての機能を有しないもの
- 2) 外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物の部分
- 3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの。
- 4) 自動車車庫で最高の高さが3m以下で、かつ、床面積の合計が30㎡以内であるもの

■地区計画区域内における小規模な公共施設の適切な配置及び公共事業の円滑な施行を目的として壁面の位置の制限の規定を適用しない建築物等及び適用の緩和を次のとおりとする。

(1) 適用しない建築物等

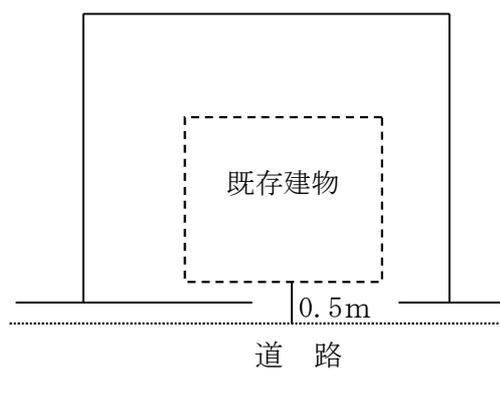
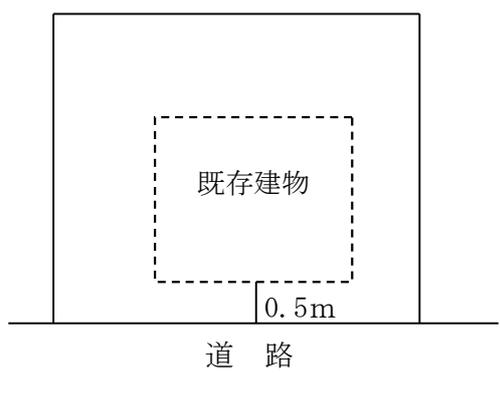
公共公益施設（巡査派出所、公衆便所、公共交通施設、電力施設、電信電話施設、上下水道施設、ガス施設、防災施設、ゴミ集積所、公共用歩廊）

(2) 適用の緩和

本規定の施行以降、土地又は敷地の一部を公共事業用地として供出した残余の部分を建築物の敷地又は敷地の一部とする場合は、当該公共事業用地として供出した部分を含めて建築物の敷地とみなして本規定を適用する。

<従前の敷地>

<公共事業用地として供出した残余の敷地>



3-4 建築物の形態又は意匠の制限

建築物の屋根、外壁その他の建築物等については、統一感のあるものとし、周辺環境と調和した美しい街並みの形成を図るため次のように定める。

建築物の外壁又はこれに代わる柱の彩色は刺激的な原色を避け、落ち着いた色調にするものとする。

■用語の説明

○「原色」とは、基本色及び彩度の高い色彩をいう。

■外壁の色彩

外壁の色彩は、マンセル表色系において、全色相に対し明度7以上9以下かつ彩度2以下（茶系統（Y又はYR）は、明度3以上9以下かつ彩度4以下）とする。

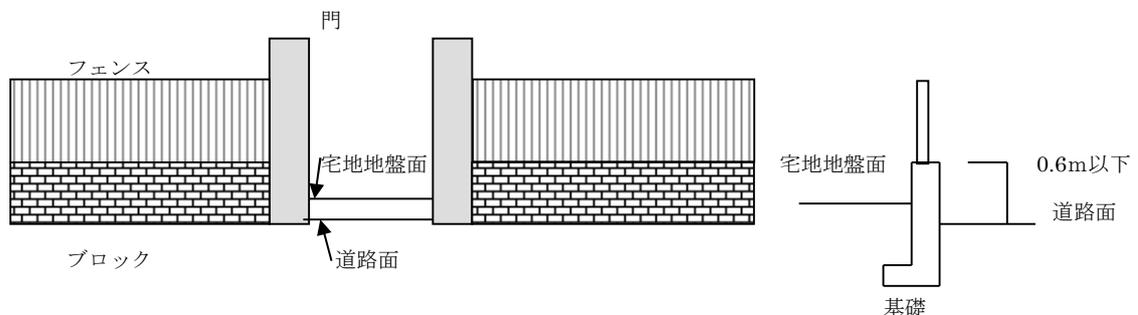
3-5 かき又はさくの構造の制限

緑豊かな街並みを形成するため道路境界に面する部分については、生垣などによって緑化を促進する。

道路に面するかき又はさくの構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、次の各号の一に該当するものはこの限りではない。

- (1)道路面からの高さが0.6m以下のフェンス等の基礎。
- (2)道路面からの高さが0.6m以下のブロック塀。
- (3)門柱及び門袖で、片側の幅が2m以下の部分。

■フェンス等の基礎を含むブロック造等の透視不可能なものを設ける場合は高さを0.6メートル以下とする。



3-6 備考

建築物等に関する事項に関して、以下の要件に該当するものは除外する。

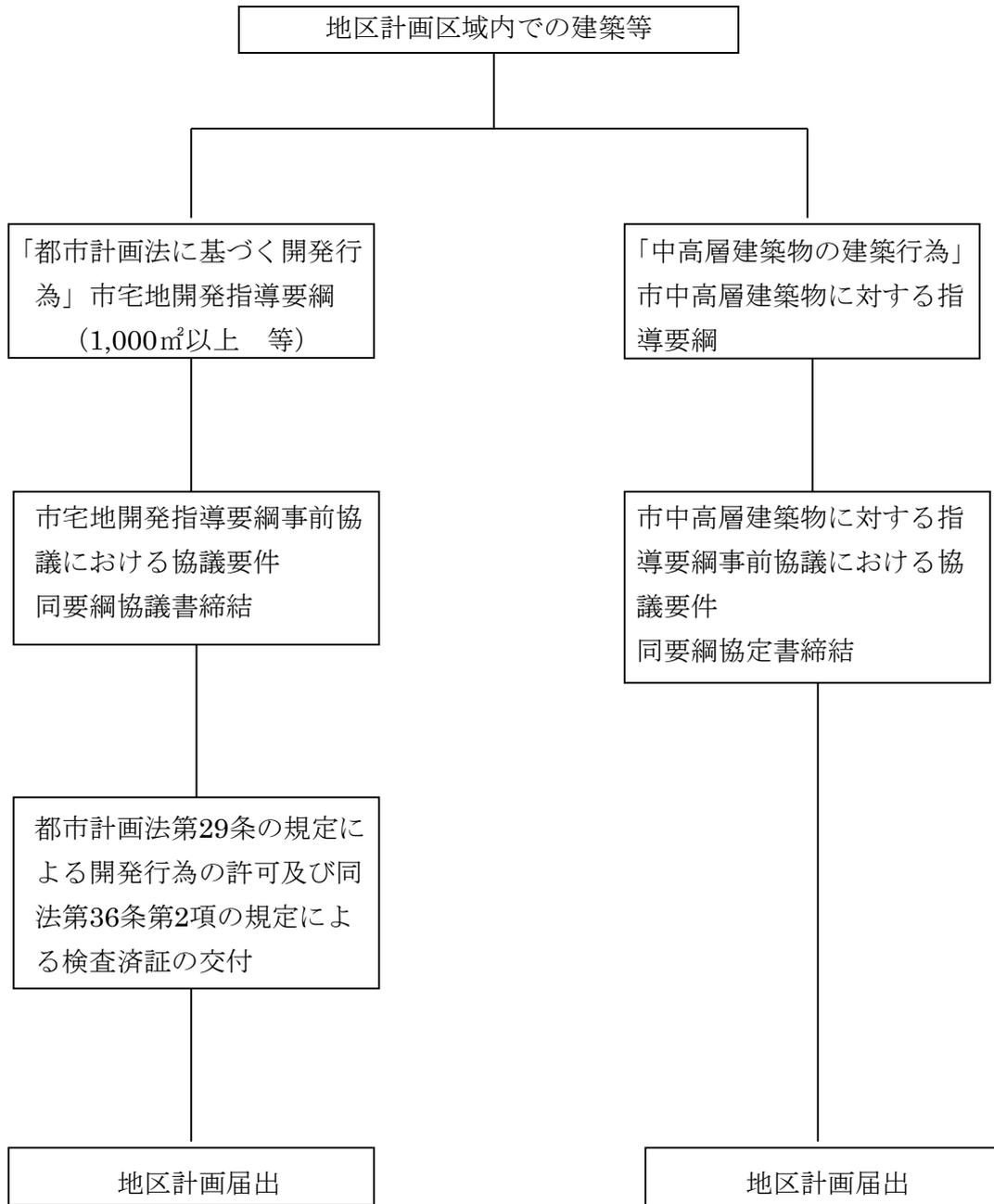
- (1) 現に存する建築物等で上記の規定に適合しないものを継続して使用するもの。
- (2) 大網駅東土地区画整理事業による仮換地又は換地に基づく事由で、上記規定に適合しないもの。
- (3) 公共公益上やむを得ないものと市長が認めたもの。

■地区計画区域内における小規模な公共施設の適切な配置、公共事業の円滑な施行及び既存の建築物の使用並びに所有権等の権利の保全を目的として、当該規定により適用を除外する建築物等は次のとおりとする。

- (1) 公共公益施設（巡査派出所、公衆便所、公共交通施設、電力施設、電信電話施設、上下水道施設、ガス施設、防災施設、ゴミ集積所）
- (2) 本規定の施行以降、公共事業への協力により、本規定に適合しなくなった敷地又は建築物の敷地とするならば、本規定に違反することとなる土地について、残余の部分の一つの敷地として使用する建築物等

Ⅲ 地区計画制度の手続き等について

地区計画と開発行為及び建築行為との関係



※ 原則建築確認の前に地区計画の届出を行うものとする。

建築等の届出等

地区計画区域内において、都市計画決定以降に、土地の区画形質の変更、建築物の建築、工作物の建設等を行おうとする者は、都市計画法第58条の2により届出が必要となります。

1 届出を要する行為（都市計画法第58条の2第1項、都市計画法施行令第38条の4）

地区計画の区域内において、下記の行為を行おうとするときは、その行為に着手する日の30日前までに、大網白里市長（都市整備課受付）に地区計画の区域内における行為の届出（以下「届出」という。）が必要となります。

また、当該届出をした者で、その届出に係る事項を変更しようとするときも、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに、大網白里市長（都市整備課受付）に地区計画の区域内における行為の変更届出（以下「変更届出」という。）が必要となります。

(1) 土地の区画形質の変更・・・切土、盛土、道路・宅地の造成・敷地の分割等

(2) 建築物の建築・・・新築、増築、改築、移転、修繕等

（※修繕等については、地区計画における建築物等に関する事項のうち、原形と異なる行為を行う場合に限り。）

(3) 工作物の建設・・・屋外広告物、かき又はさくの設置等

(4) 建築物等の用途の変更

（※用途変更後の建築物等が制限に適合しないこととなる場合に限る。）

(5) 建築物等の形態又は意匠の変更

2 建築等であっても届出を要しない行為（都市計画法第58条の2第1項第1号から第5号まで、都市計画法施行令第38条の5から第38条の7まで）

建築等のうち次に掲げる行為の場合は、届出の必要がありません。

(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(注1)

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3) 国又は地方公共団体が行う行為

(4) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(注2)

(5) 都市計画法第29条の許可を要する行為その他政令で定める行為

(注3)

(注1)

「その他の行為」とは、

ア 土地の区画形質の変更で次のもの

(ア) 建築物で仮設のものの建築又は工作物で仮設のものの建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

(イ) 既存の建築物等の管理のために必要な土地の区画形質の変更

(ウ) 農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更

イ 建築物の建築又は工作物の建設で次のもの

(ア) 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの建設

(イ) 建築物の存する敷地内の当該建築物に附属する物干場、建築設備、受信用の空中線系（その支持物を含む。）、旗ざおその他これらに類する工作物の建設

- ウ 建築物等で仮設のもの用途の変更
- エ イ号に掲げる建築物等の形態又は意匠の変更
- オ 前各号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(注2)

「これに準ずる行為」とは、

- ア 都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為
- イ 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行として行う行為
- ウ 都市再開発法による市街地再開発事業の施行として行う行為
- エ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行として行う行為

(注3)

「その他政令で定める行為」とは、

都市計画法第29条第3号に掲げる開発行為、その他の公益上必要な事業の実施に係る行為で地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもののうち、用途上又は構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの

(例 道路法、道路運送法、都市公園法等に規定する当該施設等の新設、増設、設置、管理等に係る行為)

3 届出等にあたり必要となる書類

- (1) 届出をする場合には、別紙1「地区計画の区域内における行為の届出書」(添付図書を含む。)、別紙3「立入り同意書」を大網白里市都市整備課へ2部(正副各1部)提出してください。

なお、添付図書は届出書の裏面に一覧表として表示してあります。

- (2) 届出を変更する場合には、別紙2「地区計画の区域内における行為の変更届出書」(添付図書を含む。)、別紙3「立入り同意書」を大網白里市都市整備課へ2部(正副各1部)提出してください。

なお、添付図書は変更届出書の裏面に一覧表として表示してあります。

- (3) 建築物の外壁の色彩及びかき又はさくの構造に関する行為が未定の場合には、別紙4「地区計画の区域内における行為の届出に際し未定の場合となっている事項について」を大網白里市都市整備課へ2部(正副各1部)提出してください。

4 通知書の交付

市長は、届出書又は変更届出書の届出があった場合において、定められている内容のうち、原則、大網白里市地区計画内における建築物の制限に関する条例(以下「条例」という。)に関する審査内容以外についてのみ審査を行い、別紙5「地区計画の区域内における行為の届出・変更届出に関する通知書」を交付します。

5 行為の完了・中止通知書の提出

建築物の外壁の色彩及びかき又はさくの構造に関する行為が完了又は中止となった場合には、別紙7「建築物の外壁の色彩及びかき又はさくの構造に関する行為の完了・中

止通知書」を大網白里市都市整備課へ1部提出してください。

6 立入り検査（違反行為の未然防止）

地区計画の区域内における行為の届出に関し、違反行為を未然に防止し、行為の適切な実施を確認するため、必要と認めたときは、現場において立入り調査を行います。

7 勧告

当該行為の届出（変更届出を含む。）又は立入り検査において、その内容が地区計画に適合しない場合は、地区計画に適合するよう指導するとともに、必要があるときは、別紙6「地区計画の区域内における行為の届出・行為に関する勧告書」により必要な措置を講ずるよう勧告します。